# 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 （平成二十四年政令第二百八十六号）

#### 第一条（熱供給施設に準ずる施設）

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項第五号イの政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設を除く。）とする。

#### 第二条（都市公園に設けられる施設）

法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同項第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。

#### 第三条（都道府県知事の同意を要する建築物）

法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。

* 一  
  建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域  
    
    
  同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物
* 二  
  建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域  
    
    
  次に掲げる建築物

#### 第四条（認定集約都市開発事業の施行に要する費用に係る国の補助）

法第十七条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、認定集約都市開発事業の施行に要する費用のうち特定建築物の共用部分（当該認定集約都市開発事業により整備される特定建築物の部分であって当該特定建築物を所有し、又は賃借する者（当該特定建築物の全部を所有し、又は賃借する者を除く。）の全員又はその一部の共用に供されるべきものをいう。以下この条において同じ。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が特定建築物の共用部分に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

#### 第五条（特定建築物の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

法第十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

#### 第六条（軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請）

法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を要する軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

#### 第七条（道路管理者の意見の聴取）

地方運輸局長は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。

##### ２

道路管理者である地方公共団体の長は、前項の意見を提出しようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

#### 第八条（申請書の送付）

地方運輸局長は、前条第一項の意見の提出があったとき、又は同項の期限が到来したときは、遅滞なく、第六条第一項の申請書に国土交通省令で定める事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に送付しなければならない。

#### 第九条（公共下水道管理者等の許可に係る基準）

法第四十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  接続設備の位置は、次に掲げるところによること。
* 二  
  法第七条第三項第五号イに規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。
* 三  
  工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
* 四  
  公共下水道等の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道等の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

#### 第十条（公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

法第四十七条第五項の政令で定める物は、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。

#### 第十一条（空気調和設備等）

法第五十三条第一項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

* 一  
  空気調和設備その他の機械換気設備
* 二  
  照明設備
* 三  
  給湯設備
* 四  
  昇降機

#### 第十二条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

法第五十三条第一項の政令で定める建築物は、第三条に規定する建築物とする。

#### 第十三条（低炭素建築物の容積率の特例に係る床面積）

法第六十条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一）とする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

# 附則（平成二九年六月一四日政令第一五六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。 ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。